

審 査 基 準

令和8年●月●日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第94条第2項
処 分 の 概 要：免許証の再交付
原権者（委任先）：高知県公安委員会（仮免許証の再交付については、高知県警察本部長）
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第21条（免許証の再交付の申請）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：再交付の申請が、当該申請に係る運転免許証を交付した高知県公安委員会に対して行われた場合にあつては 運転免許センター受理の場合 当日中 警 察 署 受 理 の 場 合 22日
申 請 先：高知県警察本部交通部運転免許センター又は警察署（高知・高知南・高知東・いの庁舎・香南庁舎を除く。）
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部交通部運転免許センター免許係 （電話 088-893-1221）
備 考：

審 査 基 準

令和8年●月●日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第101条第6項
処 分 の 概 要：免許証等の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第95条の6第1項及び第2項（免許証等の有効期間）、第101条第1項及び第7項（免許証等の更新の申請及び定期検査）、第101条の2の2第1項（免許証等の更新に係る申請先の特例）、第101条の3（更新を受けようとする者の義務）、第101条の4第1項から第3項まで（70歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第33条の7（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第37条の6（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第37条の6の2（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第29条（免許証等の更新の申請等）、第29条の2の2（免許証等の更新の申請等） 運転免許に係る講習等に関する規則第1条（講習の基準）、第2条（講習の基準）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：運転免許センター受理の場合 当日中 警 察 署 受 理 の 場 合 42日 また、第101条の2の2第1項の規定に基づく申請が行われた場合（経由地申請）については、運転免許センター受理の場合、手続き後、約3週間後
申 請 先：高知県警察本部交通部運転免許センター又は警察署（高知・高知南・高知東・いの庁舎・香南庁舎を除く。）
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部交通部運転免許センター免許係 （電話 088-893-1221）
備 考：

審 査 基 準

令和8年●月●日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第101条の2第4項
処 分 の 概 要：更新期間前における免許証等の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第95条の6第1項及び第2項（免許証等の有効期間）、第101条の2第1項及び第5項（更新期間前における免許証等の更新の申請及び適性検査）、第101条の3（更新を受けようとする者の義務）、第101条の4第1項から第3項まで（70歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第33条の7（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第37条の5（更新期間前における免許証等の更新を申請することができるやむを得ない理由）、第37条の6（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第37条の6の2（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第29条（免許証等の更新の申請等）、第29条の2（免許証等の更新の申請等） 運転免許に係る講習等に関する規則第1条（講習の基準）、第2条（講習の基準）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：運転免許センター受理の場合 申請の当日中 警 察 署 受 理 の 場 合 42日
申 請 先：高知県警察本部交通部運転免許センター又は警察署（高知・高知南・高知東・いの庁舎・香南庁舎を除く。）
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部交通部運転免許センター免許係 （電話 088-893-1221）
備 考：

審 査 基 準

令和8年●月●日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の4第3項
処 分 の 概 要：申出による免許の付与
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、 第106条の3第2項（免許証の返納等）、第106条の4第2項（免許 情報記録の抹消等） 道路交通法施行令第39条の2の3（申請による取消しの際に受け ることができる免許の種類）、第39条の2の4（申請による取消し の基準） 道路交通法施行規則第30条の7（取消しの申請等）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定め ることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：運転免許センター受理の場合 当日中 警 察 署 受 理 の 場 合 受理した週を含む4週間後
申 請 先：高知県警察本部交通部運転免許センター又は警察署（高知・高知 南・高知東・いの庁舎・香南庁舎を除く。）
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部交通部運転免許センター免許係 （電話 088-893-1221）
備 考：

審 査 基 準

令和8年●月●日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第105条の2第2項
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、 第105条（免許の失効）第105条の2第1項（運転経歴証明書及び運 転経歴情報の記録） 道路交通法施行令第39条の2の5（運転経歴証明書の交付等）、 第39条の2の6（運転経歴証明書の交付等） 道路交通法施行規則第30条の8（運転経歴証明書の交付等の申請 の手續）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：運転免許センター受理の場合 当日中 警 察 署 受 理 の 場 合 受理した週を含む4週間後
申 請 先：高知県警察本部交通部運転免許センター又は警察署（いの庁舎・ 香南庁舎を除く。）
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部交通部運転免許センター免許係 （電話 088-893-1221）
備 考：

審 査 基 準

令和8年●月●日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第105条の2第4項
処 分 の 概 要：運転経歴情報の記録
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、 第105条（免許の失効）、第105条の2第1項及び第3項（運転経歴 証明書及び運転経歴情報の記録） 道路交通法施行令第39条の2の5（運転経歴証明書の交付等）、 第39条の2の6（運転経歴証明書の交付等） 道路交通法施行規則第30条の8（運転経歴証明書の交付等の申請 の手續）、第30条の14（運転経歴情報の記録等）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：運転免許センター受理の場合 当日中 警 察 署受理の場合 受理した週を含む4週間後
申 請 先：高知県警察本部交通部運転免許センター又は警察署（いの庁舎・ 香南庁舎を除く。）
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部交通部運転免許センター免許係 （電話 088-893-1221）
備 考：

審 査 基 準

令和8年●月●日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第107条の7第3項
処 分 の 概 要：国外運転免許証の交付
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第107条の7第1項及び第2項(国外運転免許証の交付) 道路交通法施行規則第37条の8（国外運転免許証の交付）、第37条の9（国外運転免許証交付申請書）、第37条の10（国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定）
審 査 基 準： (判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。)
標 準 処 理 期 間：運転免許センター受理の場合 当日中 警 察 署 受 理 の 場 合 おおむね2週間後
申 請 先：高知県警察本部交通部運転免許センター又は警察署（いの庁舎・香南庁舎を除く。）
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部交通部運転免許センター免許係 (電話 088-893-1221)
備 考：

審 査 基 準

令和8年●月●日作成

法 令 名：道路交通法施行規則
根 拠 条 項：第30条の11第1項
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の再交付
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第30条の11第2項（運転経歴証明書の再交付の申請）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：運転免許センター受理の場合 当日中 警 察 署 受 理 の 場 合 受 理 し た 週 を 含 む 4 週 間 後 （当該申請に係る運転経歴証明書が、高知県公安委員会以外の公安委員会において交付されたものである場合を含む。）
申 請 先：高知県警察本部交通部運転免許センター又は警察署（いの庁舎・香南庁舎を除く。）
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部交通部運転免許センター免許係 （電話 088-893-1221）
備 考：